



那須町空き家バンク事業 空き家を登録しませんか？

近年、適正に管理されず放置され、老朽化した危険な空き家が年々増加し、倒壊の危険や害虫の発生、草木の繁茂等による景観の悪化などで大きな社会問題となっています。

空き家は所有者等の財産であり、所有者等には適正な管理を行う責任があります。そのため、建物の老朽化で瓦や外壁が落下し、近隣の家屋を壊したり、通行人へのけがをさせた場合は、空き家の所有者等に管理責任が問われます。

そこで、町では空き家の活用を促進するため「那須町空き家バンク事業」として、所有者から申請された空き家を登録し、利用を希望する方に紹介する事業を実施しています。11月末現在、利用希望件数は延べ166件にも上り、登録物件数延べ56件の内、21件が契約成立しています。

「空き家が居住できるうちに賃貸・売却して有効活用したい」「持ち家が空き家になって困っている」「遠方に居住しているため空き家の管理ができない」という場合にはご相談ください。

なお、この事業に登録できる空き家は、個人が居住目的として建築した町内に存在する建物（固定資産課税台帳に登録しているものに限り）と、その敷地で、住む人がいないまたは今後も住む予定がないものに限り。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等の営利を目的とするもの、別荘として利用するものを除きます。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係
☎ 72-6955



町に転入し住宅を取得した方へ 令和元年度那須町移住定住促進住宅取得等補助金のお知らせ

町では若い世代の人口増加を図るため、町外から転入し、自ら居住するための住宅（延べ床面積100㎡以上）を取得した方に、補助金を交付しています。

▼対象 平成28年4月1日以降に町に移住し、配偶者がいる方
※申請者本人または配偶者のいず

れかが満45歳未満であることなどの条件があります。詳しくはお問い合わせください。

※令和元年度中に補助金の交付を申請する（予定を含む）方は、1月15日(火)までにご連絡ください。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係
☎ 72-6955

黒田原地区に新婚、子育て世帯向けの 賃貸住宅を整備します

町外への人口流出、人口減少へ対応するため、上の原第1団地跡地に、新婚世帯、子育て世帯向けの賃貸住宅を整備します。

整備事業を実施する民間事業者を公募することとし、募集要項を町ホームページで公表しています。

- 整備する賃貸住宅の概要
- ▼所 在 那須町大字寺子乙39-38・40（上の原地内）
- ▼構造 鉄筋コンクリート造3階建て
- ▼住戸数 21戸程度
- ▼間取り 原則3LDK
- ▼その他 エレベーターを整備

▼入居者 子育て世帯、新婚世帯（収入要件あり）

○事業手法
民間の資金とノウハウの活用、総事業費や将来にかかるコストの縮減を目指し、PFI法に基づき、設計、施工および管理を一括発注して事業を実施します。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。
▼問合せ ふるさと定住課住宅政策係
☎ 72-6955



看板改善の補助制度は今年度までです！

町では、平成24年度から、看板（屋外広告物）の撤去、改修および移設にかかる費用の一部を助成しています。

町内の財産であるすばらしい景観をさらに守り育てていくために、ぜひ補助金を活用し、良好な景観の形成に努めましょう。

- ▼実施期間 3月31日(火)まで
- ▼補助対象
- 広告板・塔、壁面広告物など（置看板などの簡易広告物を除く）
- 改善費用が諸経費等を除き、1基につき2万円以上のもの

○その他要綱に定めるもの

▼補助金の額等
・申請は所有者等、1者につき1回限り
・補助割合は事業費（諸経費等含む）の50～70%で、限度額50万円

※看板の改善基数による変動があります。また、複数の者による共同申請もできます。詳しくは、お問い合わせください。

▼問合せ 建設課景観係
☎ 72-6907